

に基づく建築の確認の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく計画通知に対する審査（2の項に掲げるものを除く。）

のものは、床面積の合計に応じて、次の区分による。

ア	30平方メートル以内	1件	<u>8,000円</u>
イ	30平方メートルを超え100平方メートル以内	同	<u>18,000円</u>
ウ	100平方メートルを超え200平方メートル以内	同	<u>31,000円</u>
エ	200平方メートルを超え500平方メートル以内	同	<u>42,000円</u>
オ	500平方メートルを超え1,000平方メートル以内	同	<u>66,000円</u>
カ	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内	同	<u>97,000円</u>

に基づく建築の確認の申請又は第18条第2項の規定に基づく計画通知に対する審査（2の項に掲げるものを除く。）

は、床面積の合計に応じて、次の区分による。

ア	30平方メートル以内	1件	<u>7,000円</u>
イ	30平方メートルを超え100平方メートル以内	同	<u>13,000円</u>
ウ	100平方メートルを超え200平方メートル以内	同	<u>20,000円</u>
エ	200平方メートルを超え500平方メートル以内	同	<u>28,000円</u>
オ	500平方メートルを超え1,000平方メートル以内	同	<u>48,000円</u>
カ	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内	同	<u>71,000円</u>

キ 2,000 平方メートルを超え 1 万平方メートル以内	同	<u>231,000円</u>	キ 2,000 平方メートルを超え 1 万平方メートル以内	同	<u>207,000円</u>
ク 1 万平方メートルを超え 5 万平方メートル以内	同	<u>335,000円</u>	ク 1 万平方メートルを超え 5 万平方メートル以内	同	<u>311,000円</u>
ケ 5 万平方メートルを超えるもの	同	<u>561,000円</u>	ケ 5 万平方メートルを超えるもの	同	<u>531,000円</u>
<u>(3) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号又は第2項の規定が適用される建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）</u>					

第11条第1項又は第2項（これらの規定を同法第14条第2項において読み替えて適用する場合を含む。）の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受ける建築物及び建築基準法第6条の4第1項第3号に掲げる建築物を除く。）

ア 一戸建て住宅

(ア) 200平方メートル未満 1件 (2)の規定による金額に1万1,000円を加算した額

(イ) 200平方メートル以上 同 (2)の規定による金額に1万2,000円を加算し

に基づく構造
計算適合性判
定の審査（2
の3の項に掲
げるものを除
く。）

ア	1,000平方メートル以内	1件	186,000円
イ	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内	同	227,000円
ウ	2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内	同	249,000円
エ	1万平方メートルを超え5万平方メートル以内	同	311,000円
オ	5万平方メートルを超えるもの	同	519,000円
(2) 構造計算書の判定を再計算により行うもの			
ア	1,000平方メートル以内	1件	162,000円
イ	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内	同	183,000円

に基づく構造
計算適合性判
定の審査（2
の3の項に掲
げるものを除
く。）

ア	1,000平方メートル以内	1件	186,000円
イ	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内	同	227,000円
ウ	2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内	同	249,000円
エ	1万平方メートルを超え5万平方メートル以内	同	311,000円
オ	5万平方メートルを超えるもの	同	519,000円
(2) 構造計算書の判定を再計算により行うもの			
ア	1,000平方メートル以内	1件	162,000円
イ	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内	同	183,000円

			ウ 2,000 平方メートルを超え1万平方メートル以内	同	193,000円				ウ 2,000 平方メートルを超え1万平方メートル以内	同	193,000円
			エ 1万平方メートルを超え5万平方メートル以内	同	224,000円				エ 1万平方メートルを超え5万平方メートル以内	同	224,000円
			オ 5万平方メートルを超えるもの	同	327,000円				オ 5万平方メートルを超えるもの	同	327,000円
2の3	建築基準法第6条の3第1項又は第18条第5項の規定に基づく構造計算適合性判定の審査（政令第81条第2項第1号ロに規定する限界耐力計算等高度な構造計算適合性判定を要するものに限る。）	構造計算適合性判定手数料	(1) 構造計算書の判定をピアチェックにより行うもの			2の3	建築基準法第6条の3第1項又は第18条第4項の規定に基づく構造計算適合性判定の審査（政令第81条第2項第1号ロに規定する限界耐力計算等高度な構造計算適合性判定を要するものに限る。）	構造計算適合性判定手数料	(1) 構造計算書の判定をピアチェックにより行うもの		
			ア 1,000 平方メートル以内	1件	216,000円				ア 1,000 平方メートル以内	1件	216,000円
			イ 1,000 平方メートルを超え2,000平方メートル以内	同	290,000円				イ 1,000 平方メートルを超え2,000平方メートル以内	同	290,000円
			ウ 2,000 平方メートルを超え1万平方メートル以内	同	331,000円				ウ 2,000 平方メートルを超え1万平方メートル以内	同	331,000円
			エ 1万平方メートル以内	同	441,000円				エ 1万平方メートル以内	同	441,000円

メートルを超え5万平方メートル以内			
オ 5万平方メートルを超えるもの	同		813,000円
(2) 構造計算書の判定を再計算により行うもの			
ア 1,000平方メートル以内	1件		148,000円
イ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内	同		185,000円
ウ 2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内	同		203,000円
エ 1万平方メートルを超え5万平方メートル以内	同		258,000円
オ 5万平方メートルを超えるもの	同		442,000円

メートルを超え5万平方メートル以内			
オ 5万平方メートルを超えるもの	同		813,000円
(2) 構造計算書の判定を再計算により行うもの			
ア 1,000平方メートル以内	1件		148,000円
イ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内	同		185,000円
ウ 2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内	同		203,000円
エ 1万平方メートルを超え5万平方メートル以内	同		258,000円
オ 5万平方メートルを超えるもの	同		442,000円

3	建築基準法第6条第1項(同法第87条第1項、第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく計画の変更の確認の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく計画の変更の通知に対する審査	計画変更確認申請又は計画変更通知手数料	(1) 床面積による区分をしないもの		
			ア 建築設備(小荷物専用昇降機を除く。)	1件	9,000円
			イ 小荷物専用昇降機	同	4,000円
			ウ 工作物	同	9,000円
			(2) (1)以外のもの	1件	当該計画の変更の対象たる建築物の床面積の合計に2分の1を乗じて得たもの(計画の変更が床面積の増加である場合にあっては、その増加する面積)を1の項の(2)に掲げる床
3	建築基準法第6条第1項(同法第87条第1項、第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく計画の変更の確認の申請又は第18条第2項の規定に基づく計画の変更の通知に対する審査	計画変更確認申請又は計画変更通知手数料	(1) 床面積による区分をしないもの		
			ア 建築設備(小荷物専用昇降機を除く。)	1件	7,000円
			イ 小荷物専用昇降機	同	4,000円
			ウ 工作物	同	6,000円
			(2) (1)以外のもの	1件	当該計画の変更の対象たる建築物の床面積の合計に2分の1を乗じて得たもの(計画の変更が床面積の増加である場合にあっては、その増加する面積)を1の項の(2)に掲げる床

					面積とみなして、その床面積の区分に対応する金額					面積とみなして、その床面積の区分に対応する金額	
4	建築基準法第7条第1項（同法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく完了検査の申請又は同法第18条第20項の規定に基づく完了検査の通知に対する検査（5の項に掲げるものを除く。）	完了検査申請又は完了検査通知手数料	(1) 床面積による区分をしないもの ア 建築設備（小荷物専用昇降機を除く。） イ 小荷物専用昇降機 ウ 工作物	1件 同 同	<u>17,000円</u> <u>11,000円</u> <u>12,000円</u>	4	建築基準法第7条第1項（同法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく完了検査の申請又は第18条第16項の規定に基づく完了検査の通知に対する検査（5の項に掲げるものを除く。）	完了検査申請又は完了検査通知手数料	(1) 床面積による区分をしないもの ア 建築設備（小荷物専用昇降機を除く。） イ 小荷物専用昇降機 ウ 工作物	1件 同 同	<u>16,000円</u> <u>10,000円</u> <u>12,000円</u>
			(2) (1)及び(3)以外のものは、床面積の合計に応じて、次の区分による。 ア 30平方メートル以内	1件	<u>20,000円</u> (ただし、中間検査をしたものにあつては、 <u>16,000円</u>)				(2) (1)以外のものは、床面積の合計に応じて、次の区分による。 ア 30平方メートル以内	1件	<u>14,000円</u> (ただし、中間検査をしたものにあつては、 <u>13,000円</u>)

			イ 30平方メー	同	<u>26,000円</u>			イ 30平方メー	同	<u>17,000円</u>
			トルを超え		(ただし、			トルを超え		(ただし、
			100平方メー		中間検査を			100平方メー		中間検査を
			トル以内		したものに			トル以内		したものに
					あつては、					あつては、
					<u>23,000円)</u>					<u>16,000円)</u>
			ウ 100平方	同	<u>38,000円</u>			ウ 100平方	同	<u>23,000円</u>
			メートルを		(ただし、			メートルを		(ただし、
			超え200平方		中間検査を			超え200平方		中間検査を
			メートル以内		したものに			メートル以内		したものに
					あつては、					あつては、
					<u>35,000円)</u>					<u>22,000円)</u>
			エ 200平方	同	<u>43,000円</u>			エ 200平方	同	<u>32,000円</u>
			メートルを		(ただし、			メートルを		(ただし、
			超え500平方		中間検査を			超え500平方		中間検査を
			メートル以内		したものに			メートル以内		したものに
					あつては、					あつては、
					<u>40,000円)</u>					<u>30,000円)</u>
			オ 500平方	同	<u>59,000円</u>			オ 500平方	同	<u>53,000円</u>
			メートルを超		(ただし、			メートルを超		(ただし、
			え1,000平方		中間検査を			え1,000平方		中間検査を
			メートル以内		したものに			メートル以内		したものに
					あつては、					あつては、
					<u>55,000円)</u>					<u>52,000円)</u>
			カ 1,000平方	同	<u>80,000円</u>			カ 1,000平方	同	<u>74,000円</u>
			メートルを超		(ただし、			メートルを超		(ただし、

	え2,000平方メートル以内		中間検査をしたものにあつては、 <u>76,000円</u> <u>193,000円</u>				え2,000平方メートル以内	中間検査をしたものにあつては、 <u>69,000円</u> <u>178,000円</u>
	キ 2,000平方メートルを超え <u>1万平方メートル</u> 以内	同	(ただし、中間検査をしたものにあつては、 <u>182,000円</u> <u>282,000円</u>				キ 2,000平方メートルを超え <u>10,000平方メートル</u> 以内	(ただし、中間検査をしたものにあつては、 <u>161,000円</u> <u>260,000円</u>
	ク <u>1万平方メートル</u> を超え <u>5万平方メートル</u> 以内	同	(ただし、中間検査をしたものにあつては、 <u>268,000円</u> <u>493,000円</u>				ク <u>10,000平方メートル</u> を超え <u>50,000平方メートル</u> 以内	(ただし、中間検査をしたものにあつては、 <u>252,000円</u> <u>455,000円</u>
	ケ <u>5万平方メートル</u> を超えるもの	同	(ただし、中間検査をしたものにあつては、 <u>474,000円</u>				ケ <u>50,000平方メートル</u> を超えるもの	(ただし、中間検査をしたものにあつては、 <u>445,000円</u>
(3)	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第10条第						(3) (1)以外のもの で、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関	

				<p><u>1項の規定が適用される建築物（建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第4条第4号ハに該当する場合（特定建築行為に係る住宅が建築物エネルギー消費性能基準に適合する住宅と同等以上のエネルギー消費性能を有するものである旨の建設住宅性能評価に限る。）及び建築基準法第6条の4第1項第3号に掲げる建築物を除く。）</u></p> <p>は、床面積の合計に応じて、次の区分による。</p> <p>ア <u>30平方メー</u></p>	<p><u>1件</u></p>	<p><u>24,000円</u></p>				<p>する法律（平成27年法律第53号）第12条第1項の規定に基づく計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けたものは、床面積の合計に応じて、次の区分による。</p>	
--	--	--	--	--	------------------	-----------------------	--	--	--	---	--

	<u>トル以内</u>		(ただし、 中間検査を したものに あつては、 20,000円)			
イ	<u>30平方メー トルを超え 100平方メー トル以内</u>	同	30,000円 (ただし、 中間検査を したものに あつては、 27,000円)			
ウ	<u>100平方 メートルを 超え200平方 メートル以内</u>	同	42,000円 (ただし、 中間検査を したものに あつては、 39,000円)			
エ	<u>200平方 メートルを 超え500平方 メートル以内</u>	同	49,000円 (ただし、 中間検査を したものに あつては、 46,000円)		ア	200平方 メートルを 超え500平方 メートル以内
オ	<u>500平方 メートルを超 え1,000平方</u>	同	69,000円 (ただし、 中間検査を		イ	500平方 メートルを超 え1,000平方
					1件	38,000円 (ただし、 中間検査を したものに あつては、 36,000円)
					同	63,000円 (ただし、 中間検査を

	メートル以内		したものに あつては、 <u>65,000円</u>)			メートル以内	したものに あつては、 <u>62,000円</u>)
	<u>カ</u> 1,000平方 メートルを超 え2,000平方 メートル以内	同	<u>94,000円</u> (ただし、 中間検査を したものに あつては、 <u>90,000円</u>)			<u>ウ</u> 1,000平方 メートルを超 え2,000平方 メートル以内	<u>88,000円</u> (ただし、 中間検査を したものに あつては、 <u>83,000円</u>)
	<u>キ</u> 2,000平方 メートルを超 え <u>1万平方</u> メートル以内	同	<u>227,000円</u> (ただし、 中間検査を したものに あつては、 <u>216,000円</u>)			<u>エ</u> 2,000平方 メートルを超 え <u>10,000平方</u> メートル以内	<u>211,000円</u> (ただし、 中間検査を したものに あつては、 <u>194,000円</u>)
	<u>ク</u> <u>1万平方</u> メートルを超 え <u>5万平方</u> メートル以内	同	<u>331,000円</u> (ただし、 中間検査を したものに あつては、 <u>317,000円</u>)			<u>オ</u> <u>10,000平方</u> メートルを超 え <u>50,000平方</u> メートル以内	<u>308,000円</u> (ただし、 中間検査を したものに あつては、 <u>300,000円</u>)
	<u>ケ</u> <u>5万平方</u> メートルを超 えるもの	同	<u>579,000円</u> (ただし、 中間検査を したものに あつては、			<u>カ</u> <u>50,000平方</u> メートルを超 えるもの	<u>539,000円</u> (ただし、 中間検査を したものに あつては、

					560,000円)
5	建築基準法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請又は同法第18条第20項の規定に基づく完了検査の通知（大規模の修繕、大規模の様替又は移転に係るものをいう。）に対する検査	大規模の修繕若しくは大規模の様替又は移転した場合の完了検査申請又は完了検査通知手数料		1件	当該修繕、様替又は移転の対象たる建築物の床面積の合計に2分の1を乗じて得たものを4の項の(2)に掲げる床面積とみなして、その床面積の区分に対応する金額
6	建築基準法第7条の3第1項の規定に基づく中間検査の申請又は同法第18条第28項の規定に基づく中間検査の通知に対する検査	中間検査申請又は中間検査通知手数料	床面積の合計に応じて、次の区分による。		
			ア 30平方メートル以内	1件	15,000円
			イ 30平方メートルを超え100平方メートル以内	同	20,000円
			ウ 100平方	同	32,000円

					529,000円)
5	建築基準法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請又は第18条第16項の規定に基づく完了検査の通知（大規模の修繕、大規模の様替又は移転に係るものをいう。）に対する検査	大規模の修繕若しくは大規模の様替又は移転した場合の完了検査申請又は完了検査通知手数料		1件	当該修繕、様替又は移転の対象たる建築物の床面積の合計に2分の1を乗じて得たものを4の項の(2)に掲げる床面積とみなして、その床面積の区分に対応する金額
6	建築基準法第7条の3第1項の規定に基づく中間検査の申請又は第18条第19項の規定に基づく中間検査の通知に対する検査	中間検査申請又は中間検査通知手数料	床面積の合計に応じて、次の区分による。		
			ア 30平方メートル以内	1件	13,000円
			イ 30平方メートルを超え100平方メートル以内	同	16,000円
			ウ 100平方	同	22,000円

		メートルを 超え200平方 メートル以内			メートルを 超え200平方 メートル以内		
		エ 200 平方	同	<u>38,000円</u>	エ 200 平方	同	<u>28,000円</u>
		メートルを 超え500平方 メートル以内			メートルを 超え500平方 メートル以内		
		オ 500 平方	同	<u>52,000円</u>	オ 500 平方	同	<u>49,000円</u>
		メートルを 超え1,000平方 メートル以内			メートルを 超え1,000平方 メートル以内		
		カ 1,000 平方	同	<u>70,000円</u>	カ 1,000 平方	同	<u>66,000円</u>
		メートルを 超え2,000平方 メートル以内			メートルを 超え2,000平方 メートル以内		
		キ 2,000 平方	同	<u>159,000円</u>	キ 2,000 平方	同	<u>147,000円</u>
		メートルを 超え1万平方 メートル以内			メートルを 超え1万平方 メートル以内		
		ク 1 万平方	同	<u>239,000円</u>	ク 1 万平方	同	<u>222,000円</u>
		メートルを 超え5万平方 メートル以内			メートルを 超え5万平方 メートル以内		
		ケ 5 万平方	同	<u>430,000円</u>	ケ 5 万平方	同	<u>407,000円</u>
		メートルを 超えるもの			メートルを 超えるもの		

7	建築基準法第7条の6第1項第1号及び第2号（同法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）又は第18条第38項第1号及び第2号の規定に基づく仮使用の申請に対する審査	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用承認申請又は仮使用承認通知手数料		1件	120,000円
---	--	--	--	----	----------

7の2～37の9 略

38	宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項又は第30条第1項の規定に基づく宅地造成又は特	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請手数料	切土又は盛土をする土地の面積に応じて、次の区分による。	1件	21,000円
				ア 500平方メートル以内	
				同	32,000円
			イ 500平方メートルを超え1,000平方		

7	建築基準法第7条の6第1項第1号及び第2号（同法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）又は第18条第24項第1号及び第2号の規定に基づく仮使用の申請に対する審査	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用承認申請又は仮使用承認通知手数料		1件	120,000円
---	--	--	--	----	----------

7の2～37の9 略

38	宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項の規定に基づく宅地造成に関する工事の許可の申請に対する審	宅地造成に関する工事の許可申請手数料	切土又は盛土をする土地の面積に応じて、次の区分による。	1件	12,000円
				ア 500平方メートル以内	
				同	21,000円
			イ 500平方メートルを超え1,000平方		

定盛土等に関する工事の許可の申請に対する審査	メートル以内			査	メートル以内		
	ウ 1,000 平方メートルを超え2,000平方メートル以内	同	<u>44,000円</u>		ウ 1,000 平方メートルを超え2,000平方メートル以内	同	<u>31,000円</u>
	エ 2,000 平方メートルを超え3,000平方メートル以内	同	<u>62,000円</u>		エ 2,000 平方メートルを超え5,000平方メートル以内	同	<u>47,000円</u>
	オ 3,000 平方メートルを超え5,000平方メートル以内	同	<u>72,000円</u>				
	カ 5,000 平方メートルを超え1万平方メートル以内	同	<u>96,000円</u>		オ 5,000 平方メートルを超え1万平方メートル以内	同	<u>67,000円</u>
	キ 1万平方メートルを超え2万平方メートル以内	同	<u>150,000円</u>		カ 1万平方メートルを超え2万平方メートル以内	同	<u>110,000円</u>
	ク 2万平方メートルを超え4万平方メートル以内	同	<u>228,000円</u>		キ 2万平方メートルを超え4万平方メートル以内	同	<u>170,000円</u>

			<u>ケ</u> 4万平方メートルを超え7万平方メートル以内 <u>コ</u> 7万平方メートルを超え10万平方メートル以内 <u>サ</u> 10万平方メートルを超えるもの	同	<u>354,000円</u> <u>498,000円</u> <u>642,000円</u>			<u>ク</u> 4万平方メートルを超え7万平方メートル以内 <u>ケ</u> 7万平方メートルを超え10万平方メートル以内 <u>コ</u> 10万平方メートルを超えるもの	同	<u>250,000円</u> <u>340,000円</u> <u>420,000円</u>	
38の2	宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項又は第30条第1項の規定に基づく土石の堆積に関する工事の許可の申請に対する審査	土石の堆積に関する工事の許可申請手数料	土石の堆積をする土地の面積に応じて、次の区分による。								
			<u>ア</u> 500平方メートル以内	1件	<u>16,000円</u>						
			<u>イ</u> 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内	同	<u>18,000円</u>						
			<u>ウ</u> 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内	同	<u>21,000円</u>						
			<u>エ</u> 2,000平方メートル以内	同	<u>24,000円</u>						

			メートルを超え3,000平方メートル以内		
			オ 3,000 平方メートルを超え5,000平方メートル以内	同	<u>34,000円</u>
			カ 5,000 平方メートルを超え1万平方メートル以内	同	<u>37,000円</u>
			キ 1 万平方メートルを超え2万平方メートル以内	同	<u>44,000円</u>
			ク 2 万平方メートルを超え4万平方メートル以内	同	<u>58,000円</u>
			ケ 4 万平方メートルを超え7万平方メートル以内	同	<u>78,000円</u>
			コ 7 万平方メートルを超え10万平方	同	<u>114,000円</u>

			<u>メートル以内</u> サ <u>10万平方</u> 同 <u>メートルを超</u> <u>えるもの</u>		<u>138,000円</u>
<u>38の</u> <u>3</u>	<u>宅地造成及び</u> <u>特定盛土等規</u> <u>制法第16条第</u> <u>1項又は第35</u> <u>条第1項の規</u> <u>定に基づく宅</u> <u>地造成又は特</u> <u>定盛土等に関</u> <u>する工事の計</u> <u>画の変更許可</u> <u>の申請に対す</u> <u>る審査</u>	<u>宅地造成又は</u> <u>特定盛土等に</u> <u>関する工事の</u> <u>計画の変更許</u> <u>可申請手数料</u>		1件	変更許可申 請1件につ き、次に掲 げる額を合 算した額。 ただし、そ の額が <u>64万</u> <u>2,000円</u> を 超えるとき は、その手 数料の額 は、 <u>64万</u> <u>2,000円</u> と する。 ア <u>宅地造</u> <u>成又は特</u> <u>定盛土等</u> <u>に関する</u> <u>工事の計</u> <u>画変更</u> <u>(イのみ</u> <u>に該当す</u>

<u>38の</u> <u>2</u>	<u>宅地造成等規</u> <u>制法第12条第</u> <u>1項の規定に</u> <u>基づく宅地造</u> <u>成に関する工</u> <u>事の計画の変</u> <u>更許可の申請</u> <u>に対する審査</u>	<u>宅地造成に関</u> <u>する工事の計</u> <u>画の変更許可</u> <u>申請手数料</u>		1件	変更許可申 請1件につ き、次に掲 げる額を合 算した額。 ただし、そ の額が <u>42万</u> <u>円</u> を超える ときは、そ の手数料の 額は、 <u>42万</u> <u>円</u> とする。 ア <u>38の</u> <u>項に規</u> <u>定する切</u> <u>土又は盛</u> <u>土をする</u> <u>土地の面</u> <u>積(以下</u> <u>この項に</u>
------------------------	---	---	--	----	--

る場合を
除く。)
について
は、切土
又は盛土
をする土
地の面積
(イに規
定する変
更を伴う
場合に
あっては
変更前の
切土又は
盛土をす
る土地の
面積、切
土又は盛
土をす
る土地
の面積の
縮小を伴
う場合に
あっては
縮小後の
面積)に

おいて
「切土等
面積」と
いう。)
に新たに
切土又は
盛土をす
る土地の
面積の増
加を伴う
工事の計
画の変更
(ク) 増加
する切
土又は
盛土を
する土
地の面
積に應
じて38
の項に
規定す
る額
(イ) 切土
等面積
に応じ

応じ38の
項に規定
する額に
10分の1
を乗じて
得た額

イ 新たに
切土又は
盛土をす
る土地を
編入する
場合につ
いては、
新たに編
入される
切土又は
盛土をす
る土地の
面積に応
じ38の項
に規定す
る額

て38の
項に規
定する
額に10
分の1
を乗じ
て得た
額

イ 切土等
面積の縮
小(変更
のない場
合も含
む。)を
伴う工事
の計画の
変更
工事の
計画の変
更後の切
土又は盛
土をする
土地の面
積に応じ
て38の項
に規定す

					ウ その他 の変更 1万円							<u>る額に10</u> <u>分の1を</u> <u>乗じて得</u> <u>た額</u> ウ その他 の変更 1万円
38の 4	宅地造成及び 特定盛土等規 制法第16条第 1項又は第35 条第1項の規 定に基づく土 石の堆積に関 する工事の計 画の変更許可 の申請に対す る審査	土石の堆積に 関する工事の 計画の変更許 可申請手数料		1件	変更許可申 請1件につ き、次に掲 げる額を合 算した額。 ただし、そ の額が13万 8,000円を 超えるとき は、その手 数料の額 は、13万 8,000円と する。 ア 土石の 堆積に関 する工事 の計画変 更(イの							

みに該当
する場合
を除く。)
について
は、土石
の堆積を
する土地
の面積
(イに規
定する変
更を伴う
場合に
あっては
変更前の
土石の堆
積をする
土地の面
積、土石
の堆積を
する土地
の面積の
縮小を伴
う場合に
あっては
縮小後の
面積)に

応じ38の
2の項に
規定する
額に10分
の1を乗
じて得た
額
イ 新たに
土石の堆
積をする
土地を編
入する場
合につい
ては、新
たに編入
される土
石の堆積
をする土
地の面積
に応じ38
の2の項
に規定す
る額
ウ その他
の変更
1万円

38の 5	宅地造成及び 特定盛土等規 制法第18条第 1項又は第37 条第1項の規 定に基づく宅 地造成又は特 定盛土等に関 する工事の中 間検査の申請 に対する審査	宅地造成又は 特定盛土等に 関する工事の 中間検査申請 手数料	切土又は盛土をす る土地の面積に応 じて、次の区分に よる。		
			ア 500平方 メートル以内	1件	10,000円
			イ 500平方 メートルを超 え1,000平方 メートル以内	同	11,000円
			ウ 1,000平方 メートルを超 え2,000平方 メートル以内	同	12,000円
			エ 2,000平方 メートルを超 え3,000平方 メートル以内	同	13,000円
			オ 3,000平方 メートルを超 え5,000平方 メートル以内	同	15,000円
			カ 5,000平方 メートルを超 え1万平方 メートル以内	同	16,000円

			キ 1万平方メートルを超え2万平方メートル以内	同	17,000円
			ク 2万平方メートルを超え4万平方メートル以内	同	18,000円
			ケ 4万平方メートルを超え7万平方メートル以内	同	20,000円
			コ 7万平方メートルを超え10万平方メートル以内	同	26,000円
			サ 10万平方メートルを超えるもの	同	27,000円

39～68の2 略

69	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この項において	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	(1) 一戸建て住宅（非住宅部分を有しないものに限る。以下この項及び次項において同じ。）の		
----	--	--------------------	---	--	--

39～68の2 略

69	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この項において	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	(1) 一戸建て住宅（非住宅部分を有しないものに限る。以下この項及び次項において同じ。）の		
----	--	--------------------	---	--	--

「法」という。) 第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請(当該申請に併せて、法第54条第2項の規定に基づく審査の申出を行う場合を除く。)に対する審査

場合
ア 登録建築物エネルギー消費性能判定機関(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。)、登録住宅性能評価機関(住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。)又は指定確認検査機関(建築基準法第77条

1件 33,000円

「法」という。) 第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請(当該申請に併せて、法第54条第2項の規定に基づく審査の申出を行う場合を除く。)に対する審査

場合
ア 登録建築物エネルギー消費性能判定機関(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。)、登録住宅性能評価機関(住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。)又は指定確認検査機関(建築基準法第77条

1件 33,000円

の21第1項に規定する指定確認検査機関をいう。)が当該低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類(以下この項及び次項において「適合証」という。)の提出がないもので評価手法が標準計算法であるもの
イ 適合証の提出がないもので評価手法が仕様・計算併用法であるもの

同

24,000円

の21第1項に規定する指定確認検査機関をいう。)が当該低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類(以下この項及び次項において「適合証」という。)の提出がないもので評価手法が性能基準であるもの

ウ及びエ 略	略	略
(2) 共同住宅等 （一戸建て住宅以外の住宅をいう。以下この項及び次項において同じ。）の住棟全体の場合又は非住宅部分及び住宅部分を有する建築物（以下この項及び次項において「複合建築物」という。）の住宅部分のみの場合 次のアからウまでの区分に応じて、それぞれ(ア)に掲げる申請に係る住戸の数に応じて規定する金額に、共用部分がある場合は(イ)に掲げる申請に係る共用部		

イ及びウ 略	略	略
(2) 共同住宅等 （一戸建て住宅以外の住宅をいう。以下この項及び次項において同じ。）の住棟全体の場合又は非住宅部分及び住宅部分を有する建築物（以下この項及び次項において「複合建築物」という。）の住宅部分のみの場合 次のアからウまでの区分に応じて、それぞれ(ア)に掲げる申請に係る住戸の数に応じて規定する金額に、共用部分がある場合は(イ)に掲げる申請に係る共用部		

			分の面積の合計 の区分に応じて 規定する金額を 加算した額									分の面積の合計 の区分に応じて 規定する金額を 加算した額							
			ア 適合証の提 出がないもの で評価手法が <u>標準計算法</u> で あるもの									ア 適合証の提 出がないもの で評価手法が <u>性能基準</u> であ るもの							
			（ア）住戸部分									（ア）住戸部分							
			a 1戸の場 合	1件		33,000円						a 1戸の場 合	1件		33,000円				
			b 1戸を超 え5戸以下	同		67,000円						b 1戸を超 え5戸以下	同		67,000円				
			c 5戸を超 え10戸以下	同		94,000円						c 5戸を超 え10戸以下	同		94,000円				
			d 10戸を超 え25戸以下	同		133,000円						d 10戸を超 え25戸以下	同		133,000円				
			e 25戸を超 え50戸以下	同		191,000円						e 25戸を超 え50戸以下	同		191,000円				
			f 50戸を超 え100戸以 下	同		274,000円						f 50戸を超 え100戸以 下	同		274,000円				
			g 100戸を 超え200戸 以下	同		371,000円						g 100戸を 超え200戸 以下	同		371,000円				

h	200戸を 超え300戸 以下	同	487,000円
i	300戸を 超えるもの	同	572,000円
(イ) 共用部分			
a	300平方 メートル以 内	同	106,000円
b	300平方 メートルを 超え1,000 平方メー トル以内	同	134,000円
c	1,000平 方メー トルを超え 2,000平方 メートル以 内	同	175,000円
d	2,000平 方メー トルを超え 5,000平方 メートル以 内	同	273,000円

h	200戸を 超え300戸 以下	同	487,000円
i	300戸を 超えるもの	同	572,000円
(イ) 共用部分			
a	300平方 メートル以 内	同	106,000円
b	300平方 メートルを 超え1,000 平方メー トル以内	同	134,000円
c	1,000平 方メー トルを超え 2,000平方 メートル以 内	同	175,000円
d	2,000平 方メー トルを超え 5,000平方 メートル以 内	同	273,000円

	e	5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内	同	351,000円				e	5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内	同	351,000円
	f	10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内	同	420,000円				f	10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内	同	420,000円
	g	25,000平方メートルを超えるものの	同	489,000円				g	25,000平方メートルを超えるものの	同	489,000円
	イ	適合証の提出がないもので評価手法が仕様・計算併用法であるものの									
	ウ	住戸部分									
	a	1戸の場合	同	24,000円							
	b	1戸を超	同	49,000円							

			え 5戸以下							
			c 5戸を超え え 10戸以下	同	69,000円					
			d 10戸を超え え 25戸以下	同	100,000円					
			e 25戸を超え え 50戸以下	同	145,000円					
			f 50戸を超え え 100戸以下	同	213,000円					
			g 100戸を超え え 200戸以下	同	294,000円					
			h 200戸を超え え 300戸以下	同	383,000円					
			i 300戸を超えるもの	同	445,000円					
			(イ) 共用部分	同	(2)のアの(イ) に掲げる区 分に応じた 金額					
			ウ及びエ 略	略	略			イ及びウ 略	略	略
			(3)及び(4) 略					(3)及び(4) 略		
70	都市の低炭素 化の促進に関	低炭素建築物 新築等計画変	(1) 一戸建て住宅 の場合					(1) 一戸建て住宅 の場合		

する法律（以下この項において「法」という。）第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請（当該申請に併せて、法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定に基づく審査の申出を行う場合を除く。）に対する審査	更認定申請手数料	ア 適合証の提出がないもので評価手法が標準計算法であるもの	1 件	16,500円	する法律（以下この項において「法」という。）第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請（当該申請に併せて、法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定に基づく審査の申出を行う場合を除く。）に対する審査	更認定申請手数料	ア 適合証の提出がないもので評価手法が性能基準であるもの	1 件	16,500円
		イ 適合証の提出がないもので評価手法が仕様・計算併用法であるもの	同	12,000円				イ及びウ 略	略
		(2) 共同住宅等の住棟全体の場合又は複合建築物の住宅部分のみの場合 次のアからウまでの区分に応じて、それぞれ、住戸部分に計画変更がある場合は(ア)に掲げる計画変更に係る住戸の数の合計の区分に応じて規定する					(2) 共同住宅等の住棟全体の場合又は複合建築物の住宅部分のみの場合 次のアからウまでの区分に応じて、それぞれ、住戸部分に計画変更がある場合は(ア)に掲げる計画変更に係る住戸の数の合計の区分に応じて規定する		

金額に、共用部分に計画変更がある場合は(イ)に掲げる計画変更に係る共用部分の面積の区分に応じて規定する金額を加算した額

ア 適合証の提出がないもので評価手法が標準計算法であるもの

(ア) 住戸部分

a	1戸の場合	1件	16,500円
b	1戸を超え5戸以下	同	33,500円
c	5戸を超え10戸以下	同	47,000円
d	10戸を超え25戸以下	同	66,500円
e	25戸を超え50戸以下	同	95,500円
f	50戸を超	同	137,000円

金額に、共用部分に計画変更がある場合は(イ)に掲げる計画変更に係る共用部分の面積の区分に応じて規定する金額を加算した額

ア 適合証の提出がないもので評価手法が性能基準であるもの

(ア) 住戸部分

a	1戸の場合	1件	16,500円
b	1戸を超え5戸以下	同	33,500円
c	5戸を超え10戸以下	同	47,000円
d	10戸を超え25戸以下	同	66,500円
e	25戸を超え50戸以下	同	95,500円
f	50戸を超	同	137,000円

				え100戸以下				え100戸以下		
				g 100戸を超え200戸以下	同	185,500円		g 100戸を超え200戸以下	同	185,500円
				h 200戸を超え300戸以下	同	243,500円		h 200戸を超え300戸以下	同	243,500円
				i 300戸を超えるもの	同	286,000円		i 300戸を超えるもの	同	286,000円
				(イ) 共用部分	同	計画変更に係る床面積の合計の2分の1の面積（床面積が増加する場合にあっては、これに当該増加する床面積を加算した面積）について、前項(2)のアの(イ)に掲げる区分に応じた		(イ) 共用部分	同	計画変更に係る床面積の合計の2分の1の面積（床面積が増加する場合にあっては、これに当該増加する床面積を加算した面積）について、前項(2)のアの(イ)に掲げる区分に応じた

	金額		金額
イ 適合証の提出がないもので評価手法が仕様・計算併用法であるもの			
㊦ 住戸部分			
a 1戸の場合	同	12,000円	
b 1戸を超え5戸以下	同	24,500円	
c 5戸を超え10戸以下	同	34,500円	
d 10戸を超え25戸以下	同	50,000円	
e 25戸を超え50戸以下	同	72,500円	
f 50戸を超え100戸以下	同	106,500円	
g 100戸を超え200戸以下	同	147,000円	
h 200戸を超え300戸	同	191,500円	

		以下			
		i 300戸を 超えるもの	同	222,500円	
		(イ) 共用部分	同	計画変更に係る床面積の合計の2分の1の面積(床面積が増加する場合にあっては、これに当該増加する床面積を加算した面積)について、前項(2)イの(イ)に掲げる区分に応じた金額	
		ウ 適合証の提出がないもので評価手法が仕様基準であるもの			イ 適合証の提出がないもので評価手法が仕様基準であるもの
		(ア) 住戸部分			(ア) 住戸部分

a	1戸の場合	同	8,500円
b	1戸を超え5戸以下	同	16,000円
c	5戸を超え10戸以下	同	23,000円
d	10戸を超え25戸以下	同	33,000円
e	25戸を超え50戸以下	同	50,000円
f	50戸を超え100戸以下	同	76,000円
g	100戸を超え200戸以下	同	108,000円
h	200戸を超え300戸以下	同	140,000円
i	300戸を超えるもの	同	159,000円
(イ)	共用部分	同	計画変更に係る床面積の合計の2分の1の面積(床面積

a	1戸の場合	同	8,500円
b	1戸を超え5戸以下	同	16,000円
c	5戸を超え10戸以下	同	23,000円
d	10戸を超え25戸以下	同	33,000円
e	25戸を超え50戸以下	同	50,000円
f	50戸を超え100戸以下	同	76,000円
g	100戸を超え200戸以下	同	108,000円
h	200戸を超え300戸以下	同	140,000円
i	300戸を超えるもの	同	159,000円
(イ)	共用部分	同	計画変更に係る床面積の合計の2分の1の面積(床面積

が増加する
 場合にあつ
 ては、これ
 に当該増加
 する床面積
 を加算した
 面積)につ
 いて、前項
 (2)のウの(イ)
 に掲げる区
 分に応じた
 金額

エ 適合証の提出があるもの			
(ア) 住戸部分			
a	1戸の場合	同	2,000円
b	1戸を超え5戸以下	同	4,500円
c	5戸を超え10戸以下	同	7,500円
d	10戸を超え25戸以下	同	13,000円
e	25戸を超え50戸以下	同	21,500円
f	50戸を超	同	39,000円

が増加する
 場合にあつ
 ては、これ
 に当該増加
 する床面積
 を加算した
 面積)につ
 いて、前項
 (2)のイの(イ)
 に掲げる区
 分に応じた
 金額

ウ 適合証の提出があるもの			
(ア) 住戸部分			
a	1戸の場合	同	2,000円
b	1戸を超え5戸以下	同	4,500円
c	5戸を超え10戸以下	同	7,500円
d	10戸を超え25戸以下	同	13,000円
e	25戸を超え50戸以下	同	21,500円
f	50戸を超	同	39,000円

				え100戸 以下				え100戸 以下			
				g 100戸を 超え200戸 以下	同	62,000円		g 100戸を 超え200戸 以下	同	62,000円	
				h 200戸を 超え300戸 以下	同	78,000円		h 200戸を 超え300戸 以下	同	78,000円	
				i 300戸を 超えるもの	同	83,500円		i 300戸を 超えるもの	同	83,500円	
				(イ) 共用部分	同	計画変更に係る床面積の合計の2分の1の面積(床面積が増加する場合にあっては、これに当該増加する床面積を加算した面積)について、前項(2)の <u>エ</u> の(イ)に掲げる区分に応じた		(イ) 共用部分	同	計画変更に係る床面積の合計の2分の1の面積(床面積が増加する場合にあっては、これに当該増加する床面積を加算した面積)について、前項(2)の <u>ウ</u> の(イ)に掲げる区分に応じた	

			金額		
(3)及び(4) 略					
71 略					
72	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 (以下この項において「法」という。)第11条第1項の規定に基づく計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定又は法第12条第2項の規定に基づく計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	(1) <u>一戸建て住宅</u> (非住宅部分を有しないものに限る。以下この項から75の項までにおいて同じ。) ア 評価手法が標準計算法であるもの ㉞ 200平方メートル未満 ㉟ 200平方メートル以上 イ 評価手法が仕様・計算併用法であるもの ㉞ 200平方メートル未満	1件 同 同	30,000円 33,000円 22,000円

			金額		
(3)及び(4) 略					
71 略					
72	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 (以下この項において「法」という。)第12条第1項の規定に基づく計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定又は法第13条第2項の規定に基づく計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料			

(イ) <u>200平方メートル以上</u> <u>ウ 評価手法が仕様基準であるもの</u>	同	<u>24,000円</u>
(ウ) <u>200平方メートル未満</u>	同	<u>15,000円</u>
(イ) <u>200平方メートル以上</u>	同	<u>16,000円</u>
(2) <u>共同住宅等（一戸建て住宅以外の住宅をいう。以下この項から75の項までにおいて同じ。）の場合</u> <u>ア 評価手法が標準計算法であるもの</u>		
(ウ) <u>300平方メートル未満</u>	同	<u>61,000円</u>
(イ) <u>300平方メートル以上</u>	同	<u>102,000円</u>

メートル以
上2,000平
方メートル
未満

(ウ) 2,000平 同 174,000円

方メートル
以上5,000
平方メート
ル未満

(エ) 5,000平 同 249,000円

方メートル
以上

イ 評価手法が
仕様・計算併
用法であるも
の

(ク) 300平方 同 45,000円

メートル未
満

(ケ) 300平方 同 76,000円

メートル以
上2,000平
方メートル
未満

(コ) 2,000平 同 132,000円

方メートル

	以上 5,000 平方メート ル未満		
	(㊦) 5,000平 方メートル	同	<u>193,000円</u>
ウ 評価手法が 仕様基準であ るもの	以上		
	(㊧) 300 平方 メートル未 満	同	<u>29,000円</u>
	(㊨) 300 平方 メートル以 上2,000平 方メートル 未満	同	<u>50,000円</u>
	(㊩) 2,000平 方メートル	同	<u>91,000円</u>
	以上 5,000 平方メート ル未満		
(㊪) 5,000 平 方メートル 以上	同	<u>138,000円</u>	

<p>(3) 非住宅建築物 又は住宅以外の 部分で評価手法 が国土交通大臣 の定める簡易な 評価方法の場合</p>					<p>(1) 評価手法が国 土交通大臣の定 める簡易な評価 方法の場合</p>			
<p>ア 工場、倉庫 等</p>					<p>ア 工場、倉庫 等</p>			
<p>(ア) 300平方 メートル未 満</p>	1件	16,000円			<p>(ア) 300平方 メートル未 満</p>	1件	16,000円	
<p>(イ) 300平方 メートル以 上1,000平 方メートル 未満</p>	同	23,000円			<p>(イ) 300平方 メートル以 上1,000平 方メートル 未満</p>	同	23,000円	
<p>(ウ) 1,000平 方メートル 以上2,000 平方メー トル未満</p>	同	33,000円			<p>(ウ) 1,000平 方メートル 以上2,000 平方メー トル未満</p>	同	33,000円	
<p>(エ) 2,000平 方メートル 以上5,000 平方メー</p>	同	84,000円			<p>(エ) 2,000平 方メートル 以上5,000 平方メー</p>	同	84,000円	

			ル未満				ル未満		
			(㊦) 5,000平方メートル	同	127,000円		(㊦) 5,000平方メートル	同	127,000円
			以上10,000平方メートル未満				以上10,000平方メートル未満		
			(㊧) 10,000平方メートル	同	158,000円		(㊧) 10,000平方メートル	同	158,000円
			以上25,000平方メートル未満				以上25,000平方メートル未満		
			(㊨) 25,000平方メートル	同	196,000円		(㊨) 25,000平方メートル	同	196,000円
			以上				以上		
			イ 工場、倉庫等以外				イ 工場、倉庫等以外		
			(㊩) 300平方メートル未満	同	77,000円		(㊩) 300平方メートル未満	同	77,000円
			(㊪) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満	同	98,000円		(㊪) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満	同	98,000円
			(㊫) 1,000平方メートル	同	129,000円		(㊫) 1,000平方メートル	同	129,000円

	以上 2,000 平方メート ル未満			以上 2,000 平方メート ル未満		
	(㊦) 2,000平 方メートル	同	209,000円	(㊦) 2,000平 方メートル	同	209,000円
	以上 5,000 平方メート ル未満			以上 5,000 平方メート ル未満		
	(㊧) 5,000平 方メートル	同	273,000円	(㊧) 5,000平 方メートル	同	273,000円
	以上10,000 平方メート ル未満			以上10,000 平方メート ル未満		
	(㊨) 10,000平 方メートル	同	329,000円	(㊨) 10,000平 方メートル	同	329,000円
	以上25,000 平方メート ル未満			以上25,000 平方メート ル未満		
	(㊩) 25,000平 方メートル	同	386,000円	(㊩) 25,000平 方メートル	同	386,000円
	以上			以上		
	(4) <u>非住宅建築物</u> 又は住宅以外の 部分で評価手法 が標準入力法の 場合			(2) <u>評価手法が標</u> 準入力法の場合		

ア 工場、倉庫等			
(ア) 300平方メートル未満	1件	20,000円	
(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満	同	27,000円	
(ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	同	38,000円	
(エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	同	90,000円	
(オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	同	133,000円	
(カ) 10,000平方メートル以上	同	165,000円	

ア 工場、倉庫等			
(ア) 300平方メートル未満	1件	20,000円	
(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満	同	27,000円	
(ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	同	38,000円	
(エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	同	90,000円	
(オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	同	133,000円	
(カ) 10,000平方メートル以上	同	165,000円	

			方メートル 以上25,000 平方メート ル未満				方メートル 以上25,000 平方メート ル未満		
			(キ) 25,000平 方メートル 以上	同	204,000円		(キ) 25,000平 方メートル 以上	同	204,000円
			イ 工場、倉庫 等以外				イ 工場、倉庫 等以外		
			(ク) 300 平方 メートル未 満	同	202,000円		(ク) 300 平方 メートル未 満	同	202,000円
			(イ) 300 平方 メートル以 上1,000平 方メートル 未満	同	253,000円		(イ) 300 平方 メートル以 上1,000平 方メートル 未満	同	253,000円
			(ウ) 1,000平 方メートル 以上 2,000 平方メート ル未満	同	326,000円		(ウ) 1,000平 方メートル 以上 2,000 平方メート ル未満	同	326,000円
			(エ) 2,000平 方メートル 以上 5,000 平方メート	同	466,000円		(エ) 2,000平 方メートル 以上 5,000 平方メート	同	466,000円

			ル未満 (イ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 同 574,000円				ル未満 (イ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 同 574,000円		
			(ロ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 同 679,000円				(ロ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 同 679,000円		
			(ハ) 25,000平方メートル以上 同 774,000円				(ハ) 25,000平方メートル以上 同 774,000円		
			(5) <u>住宅と住宅以外の部分の複合建築物</u>	1件	(1)又は(2)の規定による金額に(3)又は(4)の規定による金額を加算した額				
73	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 (以下この項	計画変更建築物エネルギー消費性能適合性判定又は軽微な変更に関	(1) <u>一戸建て住宅の場合</u> <u>ア 評価手法が標準計算法であるもの</u>			73	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 (以下この項	計画変更建築物エネルギー消費性能適合性判定又は軽微な変更に関	

(2) 共同住宅等の 場合		
ア 評価手法が 標準計算法で あるもの		
㊦ 300平方 メートル未 満	同	30,500円
㊧ 300平方 メートル以 上2,000平 方メートル 未満	同	51,000円
㊨ 2,000平 方メートル 以上5,000 平方メー トル未満	同	87,000円
㊩ 5,000平 方メートル 以上	同	124,500円
イ 評価手法が 仕様・計算併 用法であるも の		

㉞	300平方メートル未満	同	22,500円
㉟	300平方メートル以上2,000平方メートル未満	同	38,000円
㊱	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	同	66,000円
㊲	5,000平方メートル以上	同	96,500円
ウ	評価手法が仕様基準であるもの		
㉞	300平方メートル未満	同	14,500円
㉟	300平方メートル以上2,000平方メートル	同	25,000円

				未満					
				(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	同		45,500円		
				(エ) 5,000平方メートル以上	同		69,000円		
				(3) 非住宅建築物 又は住宅以外の部分で評価手法が国土交通大臣の定める簡易な評価方法の場合 ア 工場、倉庫等					
				(ア) 300平方メートル未満	1件		8,000円		
				(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満	同		11,500円		
				(ウ) 1,000平方メートル以上	同		16,500円		
				(1) 評価手法が国土交通大臣の定める簡易な評価方法の場合 ア 工場、倉庫等					
				(ア) 300平方メートル未満	1件		8,000円		
				(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満	同		11,500円		
				(ウ) 1,000平方メートル以上	同		16,500円		

	方メートル 以上 2,000 平方メート ル未満						方メートル 以上 2,000 平方メート ル未満				
	(ㇿ) 2,000平	同	42,000円				(ㇿ) 2,000平	同	42,000円		
	方メートル 以上 5,000 平方メート ル未満						方メートル 以上 5,000 平方メート ル未満				
	(ㇾ) 5,000平	同	63,500円				(ㇾ) 5,000平	同	63,500円		
	方メートル 以上10,000 平方メート ル未満						方メートル 以上10,000 平方メート ル未満				
	(ㇽ) 10,000平	同	79,000円				(ㇽ) 10,000平	同	79,000円		
	方メートル 以上25,000 平方メート ル未満						方メートル 以上25,000 平方メート ル未満				
	(ㇼ) 25,000平	同	98,000円				(ㇼ) 25,000平	同	98,000円		
	方メートル 以上						方メートル 以上				
	イ 工場、倉庫 等以外						イ 工場、倉庫 等以外				
	(ㇻ) 300 平方	同	38,500円				(ㇻ) 300 平方	同	38,500円		
	メートル未						メートル未				

満		
(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満	同	49,000円
(ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	同	64,500円
(エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	同	104,500円
(オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	同	136,500円
(カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	同	164,500円

満		
(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満	同	49,000円
(ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	同	64,500円
(エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	同	104,500円
(オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	同	136,500円
(カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	同	164,500円

(キ) 25,000平方メートル以上	同	193,000円
<u>(4) 非住宅建築物</u>		
又は住宅以外の部分で評価手法が標準入力法の場合		
ア 工場、倉庫等		
(ケ) 300平方メートル未満	1件	10,000円
(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満	同	13,500円
(ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	同	19,000円
(エ) 2,000平方メートル以上5,000	同	45,000円

(キ) 25,000平方メートル以上	同	193,000円
<u>(2) 評価手法が標準入力法の場合</u>		
ア 工場、倉庫等		
(ケ) 300平方メートル未満	1件	10,000円
(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満	同	13,500円
(ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	同	19,000円
(エ) 2,000平方メートル以上5,000	同	45,000円

				平方メートル未満				平方メートル未満		
				(㉔) 5,000平方メートル	同	66,500円		(㉔) 5,000平方メートル	同	66,500円
				以上10,000平方メートル未満				以上10,000平方メートル未満		
				(㉕) 10,000平方メートル	同	82,500円		(㉕) 10,000平方メートル	同	82,500円
				以上25,000平方メートル未満				以上25,000平方メートル未満		
				(㉖) 25,000平方メートル	同	102,000円		(㉖) 25,000平方メートル	同	102,000円
				以上				以上		
				イ 工場、倉庫等以外				イ 工場、倉庫等以外		
				(㉗) 300平方メートル未満	同	101,000円		(㉗) 300平方メートル未満	同	101,000円
				(㉘) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満	同	126,500円		(㉘) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満	同	126,500円
				(㉙) 1,000平方メートル	同	163,000円		(㉙) 1,000平方メートル	同	163,000円

	方メートル 以上 2,000 平方メート ル未満				方メートル 以上 2,000 平方メート ル未満			
	(㊦) 2,000平 方メートル 以上 5,000 平方メート ル未満	同	233,000円		(㊦) 2,000平 方メートル 以上 5,000 平方メート ル未満	同	233,000円	
	(㊧) 5,000平 方メートル 以上10,000 平方メート ル未満	同	287,000円		(㊧) 5,000平 方メートル 以上10,000 平方メート ル未満	同	287,000円	
	(㊨) 10,000平 方メートル 以上25,000 平方メート ル未満	同	339,500円		(㊨) 10,000平 方メートル 以上25,000 平方メート ル未満	同	339,500円	
	(㊩) 25,000平 方メートル 以上	同	387,000円		(㊩) 25,000平 方メートル 以上	同	387,000円	
(5)	<u>住宅と住宅以 外の部分の複合 建築物</u>	1件	(1)又は(2)の 規定による 金額に(3)又 は(4)の規定					

				による金額 を加算した 額						
74	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 (以下この項において「法」という。) <u>第29条第1項</u> の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請(当該申請に併せて、 <u>法第30条第2項</u> の規定に基づく審査の申出を行う場合を除く。)に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	(1) 一戸建て住宅の場合 ア 住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は <u>法第14条第1項</u> に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関において当該建築物エネルギー消費性能向上計画が法		74	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 (以下この項において「法」という。) <u>第34条第1項</u> の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請(当該申請に併せて、 <u>法第35条第2項</u> の規定に基づく審査の申出を行う場合を除く。)に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	(1) 一戸建て住宅(非住宅部分を有しないもの)に限る。以下この項から76の項までにおいて同じ。)の場合 ア 住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は <u>法第15条第1項</u> に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関において当該建築物エネルギー消費性能向上計画が法		

第30条第1項
 各号に掲げる基準に適合していることを証する書類
 (以下この項から75の項までにおいて「適合証」という。)又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書(以下この項及び75の項において「評価書」という。)の写しの添付があるもの
 (ア) 200平方メートル未満

1件

4,000円

第35条第1項
 各号に掲げる基準に適合していることを証する書類
 (以下この項から76の項までにおいて「適合証」という。)又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書(以下この項及び75の項において「評価書」という。)の写しの添付があるもの
 (ア) 200平方メートル未満

1件

4,000円

				(イ) 200 平方メートル以上 イ 適合証又は評価書の写しの添付がないもので評価手法が標準計算法であるもの	同	4,000円			(イ) 200 平方メートル以上 イ 適合証又は評価書の写しの添付がないもので評価手法が性能基準であるもの	同	4,000円
				(ア) 200 平方メートル未満	同	30,000円			(ア) 200 平方メートル未満	同	30,000円
				(イ) 200 平方メートル以上 ウ 適合証又は評価書の写しの添付がないもので評価手法が仕様・計算法併用法であるもの	同	33,000円			(イ) 200 平方メートル以上	同	33,000円
				(ア) 200 平方メートル未満	同	22,000円					
				(イ) 200 平方メートル以上	同	24,000円					

				メートル以上 エ 適合証又は 評価書の写し の添付がない もので評価手 法が仕様基準 であるもの ケ) 200 平方 同 15,000円 メートル未 満 イ) 200 平方 同 16,000円 メートル以 上					ウ 適合証又は 評価書の写し の添付がない もので評価手 法が仕様基準 であるもの ケ) 200 平方 同 15,000円 メートル未 満 イ) 200 平方 同 16,000円 メートル以 上			
			(2) 共同住宅等の 場合					(2) 共同住宅等 <u>(一戸建て住宅 以外の住宅をい う。以下この項 から76の項ま でにおいて同 じ。)</u> の場合				
			ア 適合証又は 評価書の写し の添付がある もの ケ) 300 平方 1 件 8,000円					ア 適合証又は 評価書の写し の添付がある もの ケ) 300 平方 1 件 8,000円				

				メートル未 満				メートル未 満		
				(イ) 300平方 メートル以 上2,000平 方メートル 未満	同	17,000円		(イ) 300平方 メートル以 上2,000平 方メートル 未満	同	17,000円
				(ウ) 2,000平 方メートル 以上5,000 平方メート ル未満	同	39,000円		(ウ) 2,000平 方メートル 以上5,000 平方メート ル未満	同	39,000円
				(エ) 5,000平 方メートル 以上	同	71,000円		(エ) 5,000平 方メートル 以上	同	71,000円
				イ 適合証又は 評価書の写し の添付がない もので評価手 法が標準計算 法であるもの				イ 適合証又は 評価書の写し の添付がない もので評価手 法が性能基準 であるもの		
				(フ) 300平方 メートル未 満	同	61,000円		(フ) 300平方 メートル未 満	同	61,000円
				(イ) 300平方 メートル以	同	102,000円		(イ) 300平方 メートル以	同	102,000円

(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 同 132,000円

方メートル
以上5,000
平方メート
ル未満

(エ) 5,000平方メートル以上 同 193,000円

方メートル
以上

エ 適合証又は
評価書の写し
の添付がない
もので評価手
法が仕様基準
であるもの

(ケ) 300平方メートル未満 同 29,000円

メートル未
満

(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 同 50,000円

メートル以
上2,000平
方メートル
未満

(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 同 91,000円

方メートル
以上5,000
平方メート

ウ 適合証又は
評価書の写し
の添付がない
もので評価手
法が仕様基準
であるもの

(ケ) 300平方メートル未満 同 29,000円

メートル未
満

(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 同 50,000円

メートル以
上2,000平
方メートル
未満

(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 同 91,000円

方メートル
以上5,000
平方メート

ル未満 ㊦ 5,000平方メートル以上	同	138,000円	ル未満 ㊦ 5,000平方メートル以上	同	138,000円
(3) 住宅以外の部分で評価手法が国土交通大臣の定める簡易な評価方法の場合 ア 適合証又は評価書の写しの添付があるもの			(3) 住宅以外の部分で評価手法が国土交通大臣の定める簡易な評価方法の場合 ア 適合証又は評価書の写しの添付があるもの		
㊧ 300平方メートル未満	1件	8,000円	㊧ 300平方メートル未満	1件	8,000円
㊨ 300平方メートル以上1,000平方メートル未満	同	14,000円	㊨ 300平方メートル以上1,000平方メートル未満	同	14,000円
㊩ 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	同	23,000円	㊩ 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	同	23,000円

				(ニ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	同	71,000円			(ニ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	同	71,000円
				(ホ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	同	112,000円			(ホ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	同	112,000円
				(カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	同	142,000円			(カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	同	142,000円
				(キ) 25,000平方メートル以上	同	178,000円			(キ) 25,000平方メートル以上	同	178,000円
				イ 適合証又は評価書の写しの添付がないもの					イ 適合証又は評価書の写しの添付がないもの		
				(ク) 300平方メートル未満	同	77,000円			(ク) 300平方メートル未満	同	77,000円
				(ケ) 300平方メートル以上	同	98,000円			(ケ) 300平方メートル以上	同	98,000円

				メートル以 上1,000平 方メートル 未満				メートル以 上1,000平 方メートル 未満			
			(ウ)	1,000平 方メートル 以上2,000 平方メー トル未満	同	129,000円		(ウ)	1,000平 方メートル 以上2,000 平方メー トル未満	同	129,000円
			(エ)	2,000平 方メートル 以上5,000 平方メー トル未満	同	209,000円		(エ)	2,000平 方メートル 以上5,000 平方メー トル未満	同	209,000円
			(オ)	5,000平 方メートル 以上10,000 平方メー トル未満	同	273,000円		(オ)	5,000平 方メートル 以上10,000 平方メー トル未満	同	273,000円
			(カ)	10,000平 方メートル 以上25,000 平方メー トル未満	同	329,000円		(カ)	10,000平 方メートル 以上25,000 平方メー トル未満	同	329,000円
			(キ)	25,000平 方メートル	同	386,000円		(キ)	25,000平 方メートル	同	386,000円

以上			
(4) 住宅以外の部分で評価手法が標準入力法又は主要室入力法の場合			
ア 適合証又は評価書の写しの添付があるもの			
(ア) 300平方メートル未満	1件	8,000円	
(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満	同	14,000円	
(ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	同	23,000円	
(エ) 2,000平方メートル以上5,000	同	71,000円	

以上			
(4) 住宅以外の部分で評価手法が標準入力法又は主要室入力法の場合			
ア 適合証又は評価書の写しの添付があるもの			
(ア) 300平方メートル未満	1件	8,000円	
(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満	同	14,000円	
(ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	同	23,000円	
(エ) 2,000平方メートル以上5,000	同	71,000円	

				平方メートル未満				平方メートル未満		
			(㊦)	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	同	112,000円		(㊦)	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	同 112,000円
			(㊧)	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	同	142,000円		(㊧)	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	同 142,000円
			(㊨)	25,000平方メートル以上	同	178,000円		(㊨)	25,000平方メートル以上	同 178,000円
			イ	適合証又は評価書の写しの添付がないもの				イ	適合証又は評価書の写しの添付がないもの	
			(㊩)	300平方メートル未満	同	202,000円		(㊩)	300平方メートル未満	同 202,000円
			(㊪)	300平方メートル以上1,000平方メートル	同	253,000円		(㊪)	300平方メートル以上1,000平方メートル	同 253,000円

未満		
(ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	同	326,000円
(エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	同	466,000円
(オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	同	574,000円
(カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	同	679,000円
(キ) 25,000平方メートル以上	同	774,000円
(5) 住宅と住宅以外の部分の複合	1件	(1)又は(2)の規定による

未満		
(ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	同	326,000円
(エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	同	466,000円
(オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	同	574,000円
(カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	同	679,000円
(キ) 25,000平方メートル以上	同	774,000円
(5) 住宅と住宅以外の部分の複合	1件	(1)又は(2)の規定による

			建築物		金額に(3)又は(4)の規定による金額を加算した額			建築物		金額に(3)又は(4)の規定による金額を加算した額	
74の2	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項の規定に基づく複数の建築物の連携による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請	複数の建築物の連携による建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料		1件	計画に係る一の建築物ごとの前項の(1)から(5)までに掲げる区分に応じた額を合算した額			建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項の規定に基づく複数の建築物の連携による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請	複数の建築物の連携による建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	1件	計画に係る一の建築物ごとの前項の(1)から(5)までに掲げる区分に応じた額を合算した額
75	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下この項において「法」という。）第31条第1項の規定	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	(1) 一戸建て住宅の場合 ア 適合証又は評価書の写しの添付があるもの イ 200平方メートル未満	1件	2,000円			建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下この項において「法」という。）第36条第1項の規定	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	1件	2,000円

に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請 (当該申請に併せて、 <u>法第30条第2項</u> の規定に基づく審査の申出を行う場合を除く。)に対する審査	(イ) 200平方メートル以上	同	2,000円	に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請 (当該申請に併せて、 <u>法第35条第2項</u> の規定に基づく審査の申出を行う場合を除く。)に対する審査	(イ) 200平方メートル以上	同	2,000円
	イ <u>適合証又は評価書の写しの添付がないもので評価手法が標準計算法であるもの</u>				イ <u>適合証又は評価書の写しの添付がないもので評価手法が性能基準であるもの</u>		
	(ア) 200平方メートル未満	同	15,000円		(ア) 200平方メートル未満	同	15,000円
	(イ) 200平方メートル以上	同	16,500円		(イ) 200平方メートル以上	同	16,500円
	ウ <u>適合証又は評価書の写しの添付がないもので評価手法が仕様・計算法併用法であるもの</u>						
	(ア) 200平方メートル未満	同	<u>11,000円</u>				
	(イ) 200平方メートル以上	同	<u>12,000円</u>				

	<p>メートル以上</p> <p>エ 適合証又は 評価書の写し の添付がない もので評価手 法が仕様基準 であるもの</p> <p>(ア) 200 平方メートル未 満 同 7,500円</p> <p>(イ) 200 平方メートル以 上 同 8,000円</p>			<p>ウ 適合証又は 評価書の写し の添付がない もので評価手 法が仕様基準 であるもの</p> <p>(ア) 200 平方メートル未 満 同 7,500円</p> <p>(イ) 200 平方メートル以 上 同 8,000円</p>	
	<p>(2) 共同住宅等の 場合</p> <p>ア 適合証又は 評価書の写し の添付がある もの</p> <p>(ア) 300 平方メートル未 満 1 件 4,000円</p> <p>(イ) 300 平方メートル以 上2,000平 同 8,500円</p>			<p>(2) 共同住宅等の 場合</p> <p>ア 適合証又は 評価書の写し の添付がある もの</p> <p>(ア) 300 平方メートル未 満 1 件 4,000円</p> <p>(イ) 300 平方メートル以 上2,000平 同 8,500円</p>	

	方メートル 未満				方メートル 未満		
	(ウ) 2,000平	同	19,500円		(ウ) 2,000平	同	19,500円
	方メートル 以上 5,000 平方メート ル未満				方メートル 以上 5,000 平方メート ル未満		
	(エ) 5,000平	同	35,500円		(エ) 5,000平	同	35,500円
	方メートル 以上				方メートル 以上		
	イ 適合証又は 評価書の写し の添付がない もので評価手 法が標準計算 法であるもの				イ 適合証又は 評価書の写し の添付がない もので評価手 法が性能基準 であるもの		
	(ア) 300 平方 メートル未 満	同	30,500円		(ア) 300 平方 メートル未 満	同	30,500円
	(イ) 300 平方 メートル以 上 2,000平 方メートル 未満	同	51,000円		(イ) 300 平方 メートル以 上 2,000平 方メートル 未満	同	51,000円
	(ウ) 2,000平 方メートル	同	87,000円		(ウ) 2,000平 方メートル	同	87,000円

			以上 5,000 平方メート ル未満				以上 5,000 平方メート ル未満		
			(ト) 5,000平 方メートル 以上	同	124,500円		(ト) 5,000平 方メートル 以上	同	124,500円
			<u>ウ 適合証又は 評価書の写し の添付がない もので評価手 法が仕様・計 算併用法であ るもの</u>						
			(ク) 300 平方 メートル未 満	同	22,500円				
			(コ) 300 平方 メートル以 上2,000平 方メートル 未満	同	38,000円				
			(ケ) 2,000平 方メートル 以上 5,000 平方メート ル未満	同	66,000円				

(㉔) 5,000平方メートル以上 適合証又は評価書の写しの添付がないもので評価手法が仕様基準であるもの	同	96,500円
(㉕) 300平方メートル未満	同	14,500円
(㉖) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満	同	25,000円
(㉗) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	同	45,500円
(㉘) 5,000平方メートル以上	同	69,000円
(3) 住宅以外の部		

(㉔) 適合証又は評価書の写しの添付がないもので評価手法が仕様基準であるもの	同	14,500円
(㉕) 300平方メートル未満	同	25,000円
(㉖) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満	同	45,500円
(㉗) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	同	69,000円
(3) 住宅以外の部		

			分で評価手法が 国土交通大臣の 定める簡易な評 価方法の場合					分で評価手法が 国土交通大臣の 定める簡易な評 価方法の場合				
			ア 適合証又は 評価書の写し の添付がある もの					ア 適合証又は 評価書の写し の添付がある もの				
			(ア) 300平方 メートル未 満	1件	4,000円			(ア) 300平方 メートル未 満	1件	4,000円		
			(イ) 300平方 メートル以 上1,000平 方メートル 未満	同	7,000円			(イ) 300平方 メートル以 上1,000平 方メートル 未満	同	7,000円		
			(ウ) 1,000平 方メートル 以上2,000 平方メー トル未満	同	11,500円			(ウ) 1,000平 方メートル 以上2,000 平方メー トル未満	同	11,500円		
			(エ) 2,000平 方メートル 以上5,000 平方メー トル未満	同	35,500円			(エ) 2,000平 方メートル 以上5,000 平方メー トル未満	同	35,500円		

				(㉔) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	同	56,000円			(㉔) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	同	56,000円
				(㉕) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	同	71,000円			(㉕) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	同	71,000円
				(㉖) 25,000平方メートル以上	同	89,000円			(㉖) 25,000平方メートル以上	同	89,000円
				イ 適合証又は評価書の写しの添付がないもの					イ 適合証又は評価書の写しの添付がないもの		
				(㉗) 300平方メートル未満	同	38,500円			(㉗) 300平方メートル未満	同	38,500円
				(㉘) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満	同	49,000円			(㉘) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満	同	49,000円
				(㉙) 1,000平方メートル以上	同	64,500円			(㉙) 1,000平方メートル以上	同	64,500円

	方メートル 以上 2,000 平方メート ル未満				方メートル 以上 2,000 平方メート ル未満			
	(㇆) 2,000平 方メートル 以上 5,000 平方メート ル未満	同	104,500円		(㇆) 2,000平 方メートル 以上 5,000 平方メート ル未満	同	104,500円	
	(㇇) 5,000平 方メートル 以上10,000 平方メート ル未満	同	136,500円		(㇇) 5,000平 方メートル 以上10,000 平方メート ル未満	同	136,500円	
	(㇈) 10,000平 方メートル 以上25,000 平方メート ル未満	同	164,500円		(㇈) 10,000平 方メートル 以上25,000 平方メート ル未満	同	164,500円	
	(㇉) 25,000平 方メートル 以上	同	193,000円		(㇉) 25,000平 方メートル 以上	同	193,000円	
(4)	住宅以外の部 分で評価手法が 標準入力法又は 主要室入力法の				(4) 住宅以外の部 分で評価手法が 標準入力法又は 主要室入力法の			

場合		
ア 適合証又は 評価書の写し の添付がある もの		
(ア) 300平方 メートル未 満	1件	4,000円
(イ) 300平方 メートル以 上1,000平 方メートル 未満	同	7,000円
(ウ) 1,000平 方メートル 以上2,000 平方メー トル未満	同	11,500円
(エ) 2,000平 方メートル 以上5,000 平方メー トル未満	同	35,500円
(オ) 5,000平 方メートル 以上10,000	同	56,000円

場合		
ア 適合証又は 評価書の写し の添付がある もの		
(ア) 300平方 メートル未 満	1件	4,000円
(イ) 300平方 メートル以 上1,000平 方メートル 未満	同	7,000円
(ウ) 1,000平 方メートル 以上2,000 平方メー トル未満	同	11,500円
(エ) 2,000平 方メートル 以上5,000 平方メー トル未満	同	35,500円
(オ) 5,000平 方メートル 以上10,000	同	56,000円

			平方メートル未満				平方メートル未満		
		(カ)	10,000平方メートル	同	71,000円		10,000平方メートル	同	71,000円
			以上25,000平方メートル未満				以上25,000平方メートル未満		
		(キ)	25,000平方メートル以上	同	89,000円		25,000平方メートル以上	同	89,000円
		イ	適合証又は評価書の写しの添付がないもの				適合証又は評価書の写しの添付がないもの		
		(ク)	300平方メートル未満	同	101,000円		300平方メートル未満	同	101,000円
		(ク)	300平方メートル以上1,000平方メートル未満	同	126,500円		300平方メートル以上1,000平方メートル未満	同	126,500円
		(ケ)	1,000平方メートル以上2,000平方メートル	同	163,000円		1,000平方メートル以上2,000平方メートル	同	163,000円

ル未満		
(㉔) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	同	233,000円
(㉕) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	同	287,000円
(㉖) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	同	339,500円
(㉗) 25,000平方メートル以上	同	387,000円
(5) 住宅と住宅以外の部分の複合建築物	1件	(1)又は(2)の規定による金額に(3)又は(4)の規定による金額を加算した額

ル未満		
(㉔) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	同	233,000円
(㉕) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	同	287,000円
(㉖) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	同	339,500円
(㉗) 25,000平方メートル以上	同	387,000円
(5) 住宅と住宅以外の部分の複合建築物	1件	(1)又は(2)の規定による金額に(3)又は(4)の規定による金額を加算した額

		(6) 前項に規定する複数の建築物の連携による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の場合	1 件	変更計画に係る一の建築物（変更のあるものに限る。）ごとの(1)から(5)までに掲げる区分に応じた額を合算した額			(6) 前項に規定する複数の建築物の連携による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の場合	1 件	変更計画に係る一の建築物（変更のあるものに限る。）ごとの(1)から(5)までに掲げる区分に応じた額を合算した額
76	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下この項において「法」という。）第41条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査</u>	<u>建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請手数料</u>			(1) <u>一戸建て住宅で評価手法が性能基準の場合</u> <u>ア 適合証又は検査済証等（法第35条の規定に基づく性能向上計画認定の通知書の写し及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定</u>				

					<p>する検査済証 (以下この項 において「検 査済証」と いう。)の写 し、都市の低 炭素化の促進 に関する法律 第54条の規定 に基づく認定 の通知書の写 し及び検査済 証の写し又は 住宅の品質確 保の促進等に 関する法律第 6条第3項に 規定する建設 住宅性能評価 書の写しをい う。以下同 じ。)の添付 があるもの</p> <p>㊦ 200平方 メートル未 満</p>	1件	4,000円
--	--	--	--	--	--	----	--------

						<p>(イ) <u>200平方メートル以上</u></p> <p>イ <u>適合証又は検査済証等の添付がないもの</u></p>	同	<u>4,000円</u>
						<p>(ウ) <u>200平方メートル未満</u></p>	同	<u>30,000円</u>
						<p>(イ) <u>200平方メートル以上</u></p>	同	<u>33,000円</u>
						<p>(2) <u>共同住宅等で評価手法が性能基準の場合</u></p> <p>ア <u>適合証又は検査済証等の添付があるもの</u></p>		
						<p>(ウ) <u>300平方メートル未満</u></p>	1件	<u>8,000円</u>
						<p>(イ) <u>300平方メートル以上2,000平方メートル未満</u></p>	同	<u>17,000円</u>

						方メートル 未満		
						(ウ) 2,000平	同	39,000円
						方メートル 以上 5,000		
						平方メート ル未満		
						(エ) 5,000平	同	71,000円
						方メートル 以上		
						イ 適合証又は 検査済証等の 添付がないも の		
						(フ) 300 平方	同	61,000円
						メートル未 満		
						(イ) 300 平方	同	102,000円
						メートル以 上 2,000平		
						方メートル 未満		
						(ウ) 2,000平	同	174,000円
						方メートル 以上 5,000		
						平方メート		

ル未満 ㊦ 5,000平方メートル以上	同	249,000円
(3) 一戸建て住宅 で評価手法が仕様基準又は国土交通大臣の定める簡易な評価方法の場合 ア 適合証又は検査済証等の添付があるもの ㊧ 200平方メートル未満	1件	4,000円
イ 適合証又は検査済証等の添付がないもの ㊨ 200平方メートル以上	同	4,000円
㊩ 200平方メートル未満	同	15,000円

満		
(イ) 200平方メートル以上	同	16,000円
(4) 共同住宅等で評価手法が仕様基準又は国土交通大臣の定める簡易な評価方法の場合		
ア 適合証又は検査済証等の添付があるもの		
(ア) 300平方メートル未満	1件	8,000円
(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満	同	17,000円
(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル	同	39,000円

	<u>ル未満</u>		
	<u>(㉔) 5,000平方メートル以上</u>	同	<u>71,000円</u>
	<u>イ 適合証又は検査済証等の添付がないもの</u>		
	<u>(㉕) 300平方メートル未満</u>	同	<u>29,000円</u>
	<u>(㉖) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満</u>	同	<u>50,000円</u>
	<u>(㉗) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満</u>	同	<u>91,000円</u>
	<u>(㉘) 5,000平方メートル以上</u>	同	<u>138,000円</u>
<u>(5)</u>	<u>一戸建て住宅又は共同住宅等</u>	<u>1件</u>	<u>(1)又は(2)の規定による</u>

					で評価手法が性能基準と仕様基準又は国土交通大臣の定める簡易な評価方法の併用の場合		金額に(3)又は(4)の規定による金額を加算した額
					(6) 住宅以外の部分で評価手法が国土交通大臣の定める簡易な評価方法の場合		
					ア 適合証又は検査済証等の添付があるもの		
					イ 300平方メートル未満	1件	8,000円
					ロ 300平方メートル以上1,000平方メートル未満	同	14,000円
					ハ 1,000平方メートル以上2,000	同	23,000円

					平方メートル未満		
					(㊦) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	同	71,000円
					(㊧) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	同	112,000円
					(㊨) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	同	142,000円
					(㊩) 25,000平方メートル以上	同	178,000円
					イ 適合証又は検査済証等の添付がないものの		
					(㊰) 300平方メートル未満	同	77,000円

					満		
					(イ) 300平方	同	98,000円
					メートル以		
					上1,000平		
					方メートル		
					未満		
					(ウ) 1,000平	同	129,000円
					方メートル		
					以上2,000		
					平方メート		
					ル未満		
					(エ) 2,000平	同	209,000円
					方メートル		
					以上5,000		
					平方メート		
					ル未満		
					(オ) 5,000平	同	273,000円
					方メートル		
					以上10,000		
					平方メート		
					ル未満		
					(カ) 10,000平	同	329,000円
					方メートル		
					以上25,000		
					平方メート		
					ル未満		

(キ) <u>25,000平方メートル以上</u>	同	<u>386,000円</u>
(7) <u>住宅以外の部分で評価手法が標準入力法又は主要室入力法の場合</u> ア <u>適合証又は検査済証等の添付があるもの</u>		
(ク) <u>300平方メートル未満</u>	1件	<u>8,000円</u>
(イ) <u>300平方メートル以上1,000平方メートル未満</u>	同	<u>14,000円</u>
(ウ) <u>1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満</u>	同	<u>23,000円</u>
(エ) <u>2,000平方メートル以上</u>	同	<u>71,000円</u>

						方メートル 以上 5,000 平方メート ル未満			
						(㊦) 5,000平 方メートル 以上10,000 平方メート ル未満	同		112,000円
						(㊧) 10,000平 方メートル 以上25,000 平方メート ル未満	同		142,000円
						(㊨) 25,000平 方メートル 以上	同		178,000円
						イ 適合証又は 検査済証等の 添付がないも の			
						(㊩) 300 平方 メートル未 満	同		202,000円
						(イ) 300 平方 メートル以	同		253,000円

						上1,000平 方メートル 未満		
					(ウ)	1,000平 方メートル 以上2,000 平方メート ル未満	同	326,000円
					(エ)	2,000平 方メートル 以上5,000 平方メート ル未満	同	466,000円
					(オ)	5,000平 方メートル 以上10,000 平方メート ル未満	同	574,000円
					(カ)	10,000平 方メートル 以上25,000 平方メート ル未満	同	679,000円
					(キ)	25,000平 方メートル 以上	同	774,000円

76及び77 略

備考

1～6 略

7 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（次項において「法」という。）第30条第2項の規定に基づく審査の申出がある場合の手数料の金額は、74の項に規定する金額に当該申出に係る建築物の床面積の区分に応じ1の項の(2)に規定する金額並びに建築設備及び工作物の件数に応じ1の項の(1)に規定する金額に加え、建築物（構造計算適合性判定が必要なものに限るものとし、適合判定通知書又はその写しを添付するものを除く。）の構造計算適合性判定の種類及び床面積の合計の区分に応じ、2の2の項又は2の3の項に規定する額に100分の110を乗じて得た金額を合算した金額とする。

8 法第31条第2項の規定において準用する法第30条第2項の規定に基づく審査の申出がある場合の手数料の金額は、75の項に規定する金額に当該申出に係る建築物の床面積の区分に応じ3の項の(2)に規定する金額並びに建築設備及び工作物の件数に応じ3の項の(1)に規定する金額に加え、建築物（構造計算適合性判定が必要なものに限るものとし、適合判定通知書又はその写しを添付するものを除く。）の構造計算適合性判定の種類及び床面積の合計の区分に応じ、2の2の項又は2

(8) <u>住宅と住宅以外の部分の複合建築物</u>	1件	(1)から(5)までの規定による金額に(6)又は(7)の規定による金額を加算した額
-----------------------------	----	---

77及び78 略

備考

1～6 略

7 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（次項において「法」という。）第35条第2項の規定に基づく審査の申出がある場合の手数料の金額は、74の項に規定する金額に当該申出に係る建築物の床面積の区分に応じ1の項の(2)に規定する金額並びに建築設備及び工作物の件数に応じ1の項の(1)に規定する金額に加え、建築物（構造計算適合性判定が必要なものに限るものとし、適合判定通知書又はその写しを添付するものを除く。）の構造計算適合性判定の種類及び床面積の合計の区分に応じ、2の2の項又は2の3の項に規定する額に100分の110を乗じて得た金額を合算した金額とする。

8 法第36条第2項の規定において準用する法第35条第2項の規定に基づく審査の申出がある場合の手数料の金額は、75の項に規定する金額に当該申出に係る建築物の床面積の区分に応じ3の項の(2)に規定する金額並びに建築設備及び工作物の件数に応じ3の項の(1)に規定する金額に加え、建築物（構造計算適合性判定が必要なものに限るものとし、適合判定通知書又はその写しを添付するものを除く。）の構造計算適合性判定の種類及び床面積の合計の区分に応じ、2の2の項又は2

の3の項に規定する額に100分の110を乗じて得た金額を合算した金額とする。

9 72の項(2)、73の項(2)、74の項(2)又は75の項(2)の規定に基づく審査の場合において共用部分を除いた住宅部分のみの省エネ性能を評価したときの手数料の金額は、住宅部分のみを床面積の対象とした金額とする。

の3の項に規定する額に100分の110を乗じて得た金額を合算した金額とする。

9 74の項(2)又は75の項(2)の規定に基づく審査の申出があり一次エネルギーの計算を標準計算とした場合、又は76の項(4)又は(5)の規定に基づく申出があり国土交通大臣の定める簡易な評価方法により省エネ性能を評価した場合において共用部分を除いた住宅部分のみの省エネ性能を評価したときの手数料の金額は、住宅部分のみを床面積の対象とした金額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表第1の2の2の項及び2の3の項並びに4の項から7の項までにおける事務の名称に関する改正部分については公布の日から、別表第1の38の項から38の5の項までの改正部分については、令和7年5月23日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の長崎県建築関係手数料条例の規定は、前項に規定するこの条例の改正部分のそれぞれの施行の日以後にされる申請等に係る手数料について適用し、施行日前にされた申請等に係る手数料については、なお従前の例による。

(提案理由)

「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）」及び「宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）」の施行等に伴い、所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。